

業 鑛 炭 石

報 會 助 互

號 四 第 · 卷 一 第

行 發 日 五 十 月 二 十 年 一 十 和 昭

石炭鑛業互助會會則……………(頁外)
互助會石炭株式會社役員……………(頁外)

就 任 の 辭…………… × 中 島 德 松……………(二)

互助會石炭株式會社の創立に就て……………青 柳 六 輔……………(四)

互助會石炭株式會社の設立を見て……………金 丸 勘 吉……………(六)

互助會石炭株式會社の創立に際して所感を述ぶ……………野 上 辰 之 助……………(七)

互助會石炭株式會社の創立を祝す……………小 金 義 照……………(一〇)

互助會石炭株式會社の創立を祝して……………池 上 駒 衛……………(一)

互助會石炭株式會社の創立を祝ふ……………古 田 慶 三……………(三)

互助會石炭株式會社の創立を祝す……………四 方 田 茂……………(六)

互助會石炭株式會社の創立を祝して……………柳 川 精 四 郎……………(七)

互助會石炭株式會社創立總會記事……………(八)

互助會石炭株式會社職制……………(二)

鑛山監督局受託試驗規則に就て……………福岡鑛山監督局……………(三)

統 計……………(三九)

互 助 會 石 炭 株 式 會 社 創 立 記 念 號

行 發 會 助 互 業 鑛 炭 石

G.S. MINELAMP

晃々たる光力
頑強なる構造
絶対的安全性

ジーエス 坑内安全灯



日本電池株式會社

(本社) 京都市上京區新町今出川北
福岡營業所……福岡市中島町六一
札幌販賣所……札幌市北一條西二丁目九
【出張所】 東京・大阪・名古屋・廣島・京城・大連・奉天・臺北

石炭鑛業互助會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
 第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
 第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
 第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設クルコトアルベシ

第二章 事業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
 二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
 三、會報ヲ刊行スルコト
 四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
 五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
 一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ贊成スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨルモノトス
 二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
 三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同ジ
 第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經營炭



日本電池株式會社

(本社) 京都市上京區新町今出川北
 福岡營業所……福岡市中島町六一
 札幌販賣所……札幌市北一條西二丁目九
 【出張所】 東京・大阪・名古屋・廣島・京城・大連・奉天・臺北

第八條 坑ノ職員幹部中ヨリ准會員ヲ推薦スル事ヲ得
 但シ正會員過半数ノ同意ヲ得レバ職員以外ノモノヲ推薦スルコトヲ得
 第九條 正會員ノ推定ノ基準ハ左ノ通りトス
 一、ケ年送炭數量五萬噸迄
 二、ケ年送炭數量五萬噸超ヘ拾萬噸迄
 三、ケ年送炭數量拾萬噸超ヘ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一名ヲ增加スルモノトス

第十條 新ニ入會セントスル者ハ所定ノ申込手續ヲナシ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトス退會セントスル者モ又同ジ
 第十一條 每年五月ニ於テ正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタル場合ハ正會員ハ増減スベキ准會員ノ人名ヲ届出ヅベキモノトス
 第十二條 准會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一ヶ月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス
 第十三條 第十條ノ規定ニヨリ送炭數量ノ減額ニヨリ准會員ヲ減員スル場合其ノ減員ノ選ニ當リタル准會員ハ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ

第十四條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨル
 第十五條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利ナル行為ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ
 第十六條 退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ビ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ

第四章 役員

第十七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 一、理事會長一名
 二、理事會副會長一名
 三、理事會監事五名
 四、理事會評議員五名
 第十八條 評議員ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監事、評議員ハ正會員又ハ准會員中ヨリ

總會ニ於テ選舉スルモノトス
但シ同點者二名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ムル
モノトス
第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐シ
會長事故アルトキ之レニ代ル理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務
ヲ執行ス

第十八條 監査役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス
評議員ハ會長ノ諮問ニ應ズルモノトス
但シ必要ノ場合ニハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十九條 役員ノ任期ハ左ノ通り定ム
會長、副會長ハ三ヶ年トス
理事、監査役及評議員ハ二ヶ年トス
但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ滿了スル場合ハ次ノ定時
總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス

第二十條 補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ特ニ其ノ必要ナキト
キハ次ノ改選期迄補缺ヲナサザルコトヲ得
第二十一條 會長ハ必要アリト認ムルトキハ要務ノ範圍ヲ理事會ニ諮
リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得

第二十二條 本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之レヲ任免ス

第五章 資産及會計

第二十二條 本會ノ資産ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以
テ組織ス
第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他ノ
收入金ヲ以テ之レニ充ツ
但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ得

第二十四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ諮リ必要ナル金額ヲ
決定スルモノトス
第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十
日ニ終ル

第二十六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經、決算ハ議會ノ承認ヲ經
ルコトヲ要ス

第六章 會議

第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金ニ
繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得
第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス
臨時總會
臨時理事會
臨時評議員會
臨時委員會
臨時職員會

第二十九條 定時總會ハ毎年四月中一回會長之レヲ召集シ決算ノ承認
ヲ求メ會務ノ報告ヲナシ重要ナル事項ヲ決議ス
臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半數
以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス
理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要
ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルトキ之
レヲ召集ス
會長ハ監査役ノ意見ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ其
ノ出席ヲ求ムルコトアルベシ
監査役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場合
ハ理事會同様決議權ヲ有スルモノトス
評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集ス委員會
ハ委員相互ノ申合セニヨリ之レヲ開クモノトス
總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委任
スルコトヲ得

第三十條 總會ハ五日前ニ通知ヲナスベシ
第三十一條 總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委任
スルコトヲ得

第三十二條 附則
第三十三條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス
第三十四條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之レヲ定ム
第三十五條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノト
ス

第三十六條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ以
テ即時實施スルモノナリ
以上

(一其) 員役社會式株炭石會助互



氏松德島中長社



氏助之辰上野 役締取



氏吉勸丸金 役締取



氏輔六柳青 役締取務專

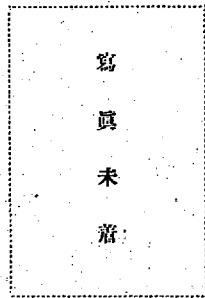
(二共) 員役社會式株炭石會助互



氏平勇林小 役締取



氏雄貞恒久 役締取



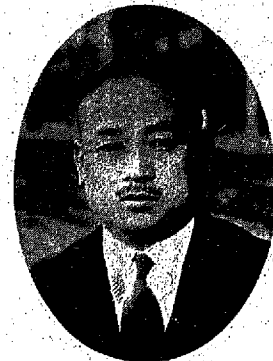
氏郎次藤靜 役締取



氏一友崎三 役締取



氏義重曾木 役査監



氏保上橋 役査監

石炭鑛業 互助會報

第四號

目次

石炭鑛業互助會々則	(頁外)
互助會石炭株式會社役員	(頁外)
就任の辭	中島德松(二)
互助會石炭株式會社の創立に就て	青柳六輔(四)
互助會石炭株式會社の設立を見て	金丸勘吉(六)
互助會石炭株式會社の創立に際して所感を述ぶ	野上辰之助(七)
互助會石炭株式會社の創立を祝す	小金義照(八)
互助會石炭株式會社の創立を祝して	池上駒衛(二)
互助會石炭株式會社の創立を祝ふ	古田慶三(三)
互助會石炭株式會社の創立を祝す	四方田茂(六)
互助會石炭株式會社の創立を祝して	柳川精四郎(七)
互助會石炭株式會社創立總會記事	(八)
互助會石炭株式會社職制	(九)
鑛山監督局受託試驗規則に就いて	福岡鑛山監督局(三)
鑛業權設定	(七)
統計	(九)

就任の辭

互助會石炭株式會社

社長 中島徳松

石炭鑛業が冒險的事業と解せられ、投資家、金融業者から、深き警戒の眼を以て視られたる事、實に年久しいものである。炭鑛業の冒險的性質を除去したいといふ事は、吾々半生を一貫して居た念願であつた。而して、需給調節、販賣統制の行はるゝ時は、生産過剰、價格暴落の災を免るゝ事によつて、此の冒險的性質の一半を脱却し得るの時であると信じて疑はない。

互助會員が此の信念に於いて一致した以上、互助會石炭株式會社は、どうしても生れ出づべき機運にあつたのである。滿二ヶ年にも垂んとする月日、或は人選難の爲に、或は會員炭坑水害打撃の爲に、或は更に慎重考究を要する問題に逢着せる爲に等、色々の理由で、延引に延引を重ねたが、遂に生れずして終るべき互助會石炭株式會社ではなかつた。記せよ、昭和十一年十二月二十一日、九州の炭都若松市に於いて、互助會員は全員一致を以て此會社の創立を成したのである。

設立の企て起りし當初より、實現を見るに至るまで、陰に陽に蒙りたる、石炭聯合會、昭和石炭株式會社方面の、援助と指導とに對し、衷心感謝して止まない次第であるが、互助會内に於いても、正副會長以下創立委員たりし諸氏の心勞、亦眞に多とすべきものある事を忘れてはならない。特に各自の屬する會社の重責を負

ひて、目も是れ足らざる繁務に映掌する身を以て、熱心創立準備の實務を進捗し、然かも役員に列するにもあらず、何等の酬ひらるゝ事なきにもかゝはらず、欣然陰の役割に甘んじたる某々數氏の犠牲に對し、私は茲に株主一同に代りて謝意を表したい。私が遂に辭み得ずして、社長の重責を負ふに至つた所以は、決して會内他に適任者なきの故にあらずして、寧ろその適材甚だ多きに因るものと思ふ。此會内錚々たる多士、必ず私を扶けて、重大なる任務を譲らしめざるの厚誼あるを信するが故に、私は心強く此役割を御請けした次第である。想ふに、此會社が意義ある實績を擧げ、使命を全ふし得るか否かは、一に會員一同が和衷協同の精神を發揮するや否やにかゝつて居る。然るに由來互助會は、其名の示す如く、會員相扶くるを以て會是として立つものである。互助會々費、新設會社の賦課金の率、比較的大なる事業者に重く、小なる者に軽く定められたるが如きも、全く此會是の發露に外ならないと信する。

斯く觀じ來れば、多士濟々、和衷協同、實に鬼に鐵棒たるの感がある。此會社の使命が基礎産業たる炭業の統制といふ、實に重大なるものであると雖も、決して前途に不安のないものと斷言し得る筈である。

然しながら若しも過つて、此會社が設立の意義を没却し、羊頭狗肉に終るよう事があつたならば、光輝ある歴史を有する互助會が、産業界注視の的たる、石炭統制の舞臺上に醜態を露はし、互助會は組織的活動なすの能力乏しとの嘲笑を買はなければならぬ事に陥るのである。

實に互助會石炭株式會社の設立によつて、互助會は一つの試練に遭遇したとも言ひ得ると思ふ。

會社の創業に當り、老婆心を以て、會員各位が互助會本來の面目を發揮し、和衷協同、相互扶助の精神に立脚し、一自己眼前の小利害に執着せず、眼を大局に注ぎ、會社をして完全に機能發揮せしめられん事を切望し、是れにより、會員各自が事業の安定と繁榮を喜ぶ日の一日も早からん事を祈る次第である。

互助會石炭株式會社の 創立に就て

互助會石炭株式會社 專務取締役 青 柳 六 輔

統制は現下の經濟狀態に於て必要な産業政策であるといふ事は、財界一般の認むる處である、されば政府にありても近年此の統制といふ事には大いに力を注ぎ、産業部門によりては政府自ら國營といふが如き國家社會主義的經濟方針にまでも押し進まんとしつつある現狀である。

我炭界に於ても亦時勢に順應し曩に大手筋石炭の統制機關として、昭和石炭株式會社の創立を見たるが、爾來着々其効績を擧げ、炭界のため大いに貢獻してゐる。然し最近に於ける内地炭の送出高約四千萬噸（樺太炭を含む）に對し尙未だ無統制下にあるもの約壹千萬噸の多きに上り居れるが、現在約二百万噸の出炭を有する樺太炭が樺太廳の斡旋により極く最近統制機關を設くる事に決定せしやに仄聞して居る。

又現在四百萬噸の所屬炭を有せる處の石炭礦業互助會が今日まで之多量の石炭販賣を無統制下に置きし事は炭礦經營者は勿論、炭界としても多大の不利益を蒙りし事と思はるゝのである。

されば炭界に於ては豫て之れが統制機關の設立を熱望せし處であるが、今や其機熟し其工作なりて、茲に互助會石炭株式會社が呱呱の聲を擧げ其誕生を見たのは誠に喜ばしく慶賀に堪へない次第で、樺太炭統制機關設立の決定と相俟ち内地炭界は愈々健實なる基礎の上に安定するものと期待せらるゝのである。

近年に於ける我國工業界の飛躍的發展は石炭の需要激増を招來し、炭礦業者として統制の必要を左迄痛切に感ぜざる向きあるやも測り難きが、翻て向後の炭界情勢を案するに近年支那に於ては石炭礦業熱が非常なるものにて彼の莫大なる埋藏量を有する支那の發展振りは實に目醒しきもので、従つて此の發展に伴ひ支那炭の内地輸入増加の傾向あるは大いに注目すべきものであり、又此の時代の潮流に乗じて滿洲炭も亦内地への大進出を企圖しつつある現狀に鑑みる時は、今後内地炭として益々統制を強化し、之れに備ふる必要があると思ふのである。

元來統制といふ事は事業を安定せしむる上に誠に必要なことではあるが、民間に於て同業者相寄り自治的統制をなすことは、各々其の立場を異にし、必ずしも利害を同じくせざる點から其の實行は頗る難事である。然し茲に産聲を擧げた互助會石炭株式會社は其の母體たる互助會が其の名稱の示す如くに會員間互讓の精神を以て、共存共榮の目的の下に融和協調するといふのが主義で出來て居るのであるから内部の統制は比較的圓滑に行はれ得るものと確信せらるるのである。而して外は昭和石炭株式會社と緊密なる連絡を取り、其の任務を遂行普處したならば必ずや互助會石炭株式會社設立の目的を達成し炭界のためにも役立つことが出來得るものと信するのである。

(以上)

互助會石炭株式會社の設立を見て

石炭鑛業互助會會長
互助會石炭株式會社取締役

金丸勸吉

昭和七年撫順炭の内地に於ける、ダンピングによつて我炭業界は極度に擾亂され、其打撃を被る處、特に筑豊炭田に散在する中小炭坑、即ち互助會所屬炭坑に於て甚だしく、爲に致命的大打撃を受け、死の深淵に沈淪した互助會所屬炭坑は驟然奮起して撫順炭内地輸入及び其のダンピングを抑止し得たことは諸賢の記憶まだ新なる所であらう。

而して互助會は單に撫順炭抑壓に止まらず、延いて炭界の根本的統制策として販賣統制の急務なることを高調して、遂に昭和石炭會社の設立を促し、愈々其の出現を見るに及びて炭界の安定益々鞏固なるものあり、互助會當初の目的も着々實現を見つゝある際、更に互助會系炭の販賣統制をなすべく、こゝに互助會石炭株式會社の設立を見たるは業界安定のため欣快に絶えない次第である。

勿論業界の統制は一たび其の指針を誤らんか、其の弊動しとしない。然るに我互助會は未だ荷且にも其の非難の聲を聽くことなく、石炭需給の圓滑を圖り得て現下大飛躍の軍需工業發展に聊か貢獻し得たるは吾々業者の本望とする處である。

元より互助會石炭會社の設立は獨り互助會員多年の待望といはんより、寧ろ非常時日本の要求によつて生れたるものにして、其の使命又重、且、大なるものがある。今や日支國交の危機を胎し、西歐にスペイン問題を繞つて國際關係は歐洲大戰直前に髣髴たるものありといはれ、更に日獨防共協定は國際情勢を益々デリケートならしめ、將に帝國の超非常時に直面して、我國産業に従事する者、一切の冗費を避け、合理的業界の統制を行ひ、我國文化の發展に寄與せざるべからざる秋に當つて、互助會石炭會社の使命又重大なるものがある。不肖も新會社の重役の一人として選任せられ、其の負ふ使命の重大なるに鑑み、向後業界諸賢の倍舊の御後援を仰ぎ、至誠公明一意天賦の命を全ふせんことに邁進したいと考へて居る。希くば朝野各位に於て新會社の目的達成のために絶大なる御聲援を賜らんことを乞ふ。

互助會石炭株式會社

創立に際しての所感

石炭鑛業互助會副會長
互助會石炭株式會社取締役
直方商工會議所會頭

野上辰之助

石炭鑛業の形態は一般商工業の機構と全く其の規を異にし、特に其の需給關係に於て非常にデリケートな關係を持つものであることは諸賢の既に首肯せらるゝ處である。

即ち業界の一角より投じたる一石は、非常なる速度を以て渦紋を擴げ、收拾の途に困るが如きことは往々にしてあるのである。所謂一部の業者が自己の都合により「ダンピング」をなすが如きは、業界に悪影響を及ぼし、且つ統制の歩調を亂すものであるから、需給調節のために大いに警むべきである。

茲に於て大資本を擁して經營せらるゝ同業者は曩に昭和石炭會社を設立し、各自の出送炭を需給調節し、炭價の急變を防止し、産業界の順調なる發達に寄與し、以て販賣統制の實績を収むる様になり、業界は些か安定せるの觀があつたのである。

然し乍ら我が互助會は既に御承知の通り設備小規模であつて、第一資金に乏しき事、第二變調に備ふるに足る貯炭場の狹隘なる事業のために稍々もすると苦境に陥り、從來幾度となく苦杯を嘗めて來たのであるが、昭和石炭會社が設立せられた關係上多少は其の間採的庇護を受けることが出來て、吾等の苦境は幾分緩和せられたことは事實であるが、不肖をして言はしむれば、未だ未だ全しとは申し難いのである。

抑々昭和石炭會社は全國的需要供給を潤滑ならしめる大使命を有すと同時に、吾互助會石炭株式會社を育成し、誘掖する所によつて、常に協調を保ち、自然に成長せしめられんと欲するのであるが、此の意味に於て今後益々協力に邁進するのは勿論である。

即ち如斯兩者の關係は、飽く迄親子の如きものであるから、新會社設立後と雖も、從來以上に、昭和石炭會社の庇護を希望するものであるが、其の點は、平素不肖が唱へてゐる所謂累進法の採用によることである。

即ち期節の關係を考慮し、増送を要する場合は、増加率を吾に與へ、減少を要する場合は、其の率は大手筋に於て大半を負担し、以て弱少なる我等に僅少ならしめ、大手筋としての寛容さを欲して止まないものである。此の主旨は現在昭和石炭會社の幹部に於いては充分認識せられて居る事であるが、久しきは忘れられるの譬の通り、將來に於いて大手筋業者又は昭和石炭幹部の異動等のために萬一にも等閑に附せらるゝ様なことがあつてはそれこそ大變である。

即ち大小五十有餘坑を包括する互助會は忽ちにして生産上の安定を失ひ、收拾し難き混亂に陥りて、再び往時の如き紛

糾状態を惹起するに相違ない。漸やく軌條に乗つた販賣の統制も需給の調節も全く水泡に歸してしまふであらふ。結局昭和石炭會社の使命も萬全に遂行し難く、且つ我が新會社の設立も全く無意義となるのであるから、此の意味に於ても、吾が社が相當成長するまでは是非不變の庇護を惜しまれない様に切望して止まないものである。

茲に特に一言しておかねばならぬことは、互助會中にも大手筋炭坑に比し何等遜色なき業者もあるではないか、出送炭の増減を要する場合に於いて之等の炭坑も一樣に利益を享受せむとするは利己主義な申分ではないかとの疑問が挿はさるるかも知れないが、それは互助會の内容を熟知せざるによるものであつて、吾互助會は、相互扶助、共存共榮の主旨を基調として會員の大小を問はず、一致利害を共にするものであるから、其の點に於いては何等の區別がないことである。

我が社も茲に創立せられ、社長には、炭界の大先輩たる中島徳松氏を、専務取締役には、業界に經綸淺からぬ青柳六輔氏を推戴し、不肖も非才を以て重役に押されましたに就いては、此の重大なる使命を充分遂行できうかと、内心危ぶんでゐるのでありますが、株主各位の御推薦を辱ふしました以上は、挺身以て株主各位の御支援のもとに此の重責を果すべく、其の他多士濟々以て、大ひに社是を發揮し、燃料報國に盡瘁せられんとするに當り、所感の一端を述べた次第である。

互助會石炭株式會社の創立を祝ふ

福岡鑛山監督局長 小金義照

今回石炭鑛業互助會は互助會石炭株式會社を創立し、昭和石炭株式會社と相提携して同會員炭鑛の石炭に就ては勿論のこと、全國的見地に於て、石炭需給のより一層圓滑なる調節に寄與せられんとするに至つたことは洵に慶賀に堪へない所である。

願れば互助會が會つて筑豊鑛業組合より分離獨立して以來、同會系炭鑛の出炭販賣統制は主として、自己擁護の立場より爲され、不況時に於ける同會系中小炭鑛の存立を圖ることに主力を注がれて來たものと見るべきである。

然るに現下に於ける、國際政治、經濟情勢の變化に基因する國內各種重工業、化學工業を筆頭とする一般各種工業の擡頭振興は、之れが原動力となるべき石炭其の他燃料の急激なる需要増を招來し、過去四、五年前に比すれば炭鑛經營も相當有利なる地步を占め得るに至つたことは事實である。従つて石炭鑛業者は從來の不況時に於ける施設なり、經營振りなり、又統制方針なりを幾分變換し時流に應じたる方向に向ふべきことを必要とするであらう。互助會に於ても既に充分自覺せられてゐる如く、最近までの同會出炭販賣統制は割合不充分的點多く、寧ろ不利益なる立場に在つたものといふべきであらう。然しながら、茲に生れ出た新會社が、不況時に於け過去と、活況時に於ける現在の炭界特異性をよく認識し其の活動宜しきを得れば、同會系諸炭鑛は多大の利便を得、一層堅實なる發展を遂げ、以て邦家に酬ひ産業界に一層貢獻し得べきことは萬人の認むる所であらう。

尙最後に私は、新會社が、現在及將來に於て石炭鑛業が占め、又は占めるであらう所の國家的重要性ある地位を充分に痛感體得し、大所高所より其の認識を誤ることなく、小我を捨て、大我につき、國家的見地より統制の實を擧げられ、以つて新會社誕生を眞に意義あらしめられん事を希望して祝賀に代へる次第である。

互助會石炭株式會社の創立を祝して

石炭鑛業聯合會 常務理事 池上駒衛

我石炭鑛業は茲數年來、時局の進展と秩序ある統制により業績安定し、前途好望裡に推移せんとしつつあるは洵に欣幸とする處である。

今日の世界が自由競争の時代を過ぎて統制經濟の世の中になつて居ることは周知の通りであるが、殊に石炭鑛業にありては事業の性質上統制が必要であり、是がなければ發達は庶幾し得られぬこと過去の歴史の示す處である、世上往々統制を以て價格獨占の策なりと非難するものもあるが、それは時代精神を解せぬ偏見であつて單に炭業といはず、現代に於ける統制の目的は需給を調整して無謀の競争を避け公正なる價格を設定して事業の健全なる發展を圖るを其使命として居るのである。

石炭鑛業聯合會及昭和石炭株式會社と相並んで、我國の石炭鑛業を統制する有力なる機關である、石炭鑛業互助會が設立後期年ならずして、著しき發展を遂げるに至つたことに就ては吾人は之に對して多大の敬意を表するものであるが、今回更に其統制の完璧を期するため、別に互助會石炭株式會社を創立して、生産販賣の統制に當らることとなつたのは眞に慶賀に堪へぬ次第である。

翻つて今後の情勢を見れば諸工業は經濟上、國防上益々進展の道程にあり、之れに伴つて石炭の需要は益々増加を期待されて居るから、炭業者は規律ある統制下に一層協力の實を擧げ圓滑なる需給遂行に向つて精勵努力せねばならぬ、自然右會社設立の重要性も愈々加重せらるるものと思ふ。

吾々は炭業の國家的重大使命に對する責務を深く感得し、互助會石炭會社の設立に多大の意義を認むるものであるから茲に聊か所感の一端を述べて同社設立の祝辭に代へ、併而今後の發展を祈念し、邦家炭業のため貢獻せられんことを切望する次第である。

互助會石炭株式會社の創立を祝ふ

昭和石炭株式會社

専務取締役 古田慶三

石炭鑛業が完全に統制せられる爲めには、先づ生産の統制が圓滑に行かなければならぬ事は言ふ迄もない事であるが、夫れと同時に同様の重要性を持つものは、販賣の統制である。此兩者は恰も車の兩輪の如きものである。假令、生産統制が完全に運用せられて、各自の割當通り送炭せらるゝとするも、販賣が自由に放任せられてあるならば、其處には必然的に販賣上の競争が行はれ、不利な賣炭を誘引せらるゝこととなり、各自の送炭持分の販賣が公平に遂行し得ざる結果が生ずる。

現下の狀勢の如く、需要が旺盛なる勢を以て、上昇しつゝある時期に於ても、兩者の統制に平衡を失せんか、炭價の安定は困難である、況してや需要趨勢が鈍化、減退の場合に遭遇せんか、自由販賣の弊害は一層顯著なるものがあり、炭價の暴落は必然的である。

實に炭業統制の完璧を期する爲には、生産統制と、販賣統制とは、唇齒輔車の關係にあり、不可分のものである。勿論、凡る産業に於て此點は共通であるが、殊に石炭鑛業に於ては、

石炭その物が一國産業の原動力である爲め斯業の健全なる發展を必要とすると共に、可及的炭價の變動を尠なからしめねばならぬこと。

石炭が貯藏性に乏しいことは、各鑛業家が能ふ限り貯炭することを避ける爲め、自然、賣拔を急ぐ傾向に陥り易いこと。

等の特殊性に想到すれば、生産と販賣統制の緊密不可分の必要は自ら明となるであらう。

従來石炭鑛業聯合會並に昭和石炭會社と提携携し、生産統制に邁進し來れる、石炭鑛業互助會が、今回生産統制と販賣統制とを一元化する、互助會石炭株式會社の創立を見たことは、前述の見地に於て、眞に意義深いものがあつて、熱誠なる祝意と滿腔の敬意を表せざるを得ない。

次に聊か炭界の將來を豫想して互助會石炭株式會社の誕生を祝福したい。

本邦炭業の現況は今更言ふ迄もなく、化學工業に、重工業に、將又、電氣業に石炭需要の全面的躍進を遂げた爲め、本年度の需要は恐らく四、二六〇萬噸に達することゝなるべく、僅々五ヶ年前の昭和六年頃、此年は最近に於ける炭界の最も不況に沈淪した時代であつたが、其當時の需要に比較すると、實に、一、五七〇萬噸の増加を見んとして居り、轉た感慨に堪へぬものがある。

而して、此狀態は今後も當分の間は持續せられんとして居るのである。

差當り、明年度即ち十二年度の需要であるが、是れは尙ほ精細に検討中であつて、確定豫想を發表する時期に達して居ないけれども、現在諸種の資料に依て判斷するに、概略の見當は十一年度に比し、

重工業	一〇〇萬噸
化學工業	五〇萬噸
電氣業	二五萬噸
其他	三五萬噸
合計	約二一〇萬噸

位の増加を期待出来るのではないかと思ふ。

果して然らば、過去二三年間の増加率には及ばないが、年間需要高は四、五〇〇萬噸に近づく譯で、炭況を支配する要因としては決して不足のない需要高である。

更らに、其以後は如何、勿論長期の豫想は其間突發的社界狀勢の變化に依る需要狀況の變動を想像の外に置く事は出来ぬのであるから、事實非常の困難を伴ふものであつて、嚴密な意味に於ては、寧ろ、不可能に屬するのである。

然し、一般的情勢が現在の儘進展すべき豫想は餘りに空想にあらざるべく、貿易の趨勢各産業の動向等、根據ある材料に基き、出来るだけ、精細に調査して、強いて昭和十五年頃迄の豫想を樹てた處に依ると、

人造石油に要するものを除いた、内國需要及移輸出、外國船燃料向の總需要は五、〇四〇萬噸に達する見込である。

是れは十年度の需要高に比し五ヶ年間に一、一一七萬噸を増すこととなり、平均毎年二二〇萬噸計り増加する譯であるから、強ち尠大な見方でもないと思ふ。

此の外に、人造石油工業用の需要を豫想せねばならぬが、國策的見地よりして今後斯業の發展は蓋し驚異的のものであり、自然、石炭需給に及ぼす影響は甚大なるものがある。

人造石油に關して政府の計畫する處に依ると、七ヶ年後即ち、昭和十八年に於て、大體内地に於て民間企業をも含めて、油一〇〇萬噸の製出を目標として居る様である。

油一噸當り原料石炭の量は使用せらるゝ石炭の炭質に依て、一概に言はれぬけれども、概算五噸を要するものとしても前記の目標が實現するにすれば、昭和十八年には内地丈にて新に約五〇〇萬噸を要することとなる。

而して、昭和十三年頃より操業の緒に付くものが現はれる見込であるから、十三年を出發點として漸次遞増することとなるべく、前記一般需要を豫想した昭和十五年に於ては、凡そ二〇〇萬噸の石炭が人造石油原料として需要せらるゝこととなるものと見られる。

此の油用の石炭は政府の計畫にある、半官半民の帝國燃料興業株式會社が自分自身で、採掘すると言ふ様な事にならぬとも限らぬから、是れを一般需要と合して考へることは、合理的でないかも知れぬが一應合算して見ると、

昭和十五年に於ける需要は

一、	般用	五、〇四〇萬噸
二、	人造石油用	一一二〇萬噸
合	計	五、二六〇萬噸

を算することとなる。

是れに對して、移輸入は、製鐵原料炭の輸入増、樺太廳の炭業獎勵政策に伴ふ、内地への移入増等を考慮する時は、移輸入總額現在四〇〇萬噸程度のものが、昭和十五年には五五〇萬噸乃至六〇〇萬噸に達すると豫想せられる。

是れを、需要總額から差引いた残額を内地炭で賄ふ譯であるから、結局十五年度に於ては、内地炭全體にて、四六五〇萬噸乃至四、七〇〇萬噸を供給せねばならぬ勘定となる。

十一年度の内地送炭豫定は三、九二〇萬噸であるから、差引七三〇萬噸乃至七八〇萬噸の増送を敢行せねば需給の圓滑は期し難いこととなるのである。

炭業者としては此の需要に對し、供給上の不安なからしむると言ふ重大なる責務を痛感すると共に、此の盛況を目前に控へて、敢て傲らず、自肅、自戒炭業界に課せられた國家的任務を果して行かねばならぬと思ふ。

兎もあれ、目先、明十二年度と言ひ、將又、昭和十五年と言ひ、炭界の前途は洋々たるものありと言ふべく、互助會石炭株式會社の將來も亦多幸にして、必ずや、炭界の爲め一般産業界の爲めに貢獻する處勤なからざるものあるべきは、余の信じて疑はざる處である。

終りに臨み、今回誕生の新會社に對し一言希望を述べんに、新會社の現状は、宛ら昭和石炭會社創立當初の状態其儘にして、互助會々員各自が自由勝手の値段にて販賣し居る事として、其間何等統制が無い。自然賣値の如きも區々にして、自己の有する「メリット」丈の値段を取つて居ないと思ふ。

従つて、昭和會社の同等炭販賣値段に比し、恐らく相當の安値となり居る事と思はる、此儘にては永久に浮ぶ瀬はない事となる。

新會社は宜敷此際至急等級別標準値段を設定し、先以て互助會の内部的統制を行ひ、昭和との平衡値段迄、販賣値段の是正に努力する事が焦眉の急務である。

思ふ、而して、昭和と相提携して炭價を正當値段迄引上げる事に努力すべきである。新會社の當面の使命は茲にあると信ずる。

互助會石炭株式會社の創立を祝す

昭和石炭株式會社若松支店長

四方田

茂

年來の宿題たる互助會石炭の生産販賣統制を目的とする互助會石炭株式會社も愈々十一月二十一日創立總會を終へ茲に目出度統制に乗出し力強き第一歩を踏み出すことゝなつた、本邦炭界の爲めに慶賀に不堪謹みて祝詞を呈する次第である省みれば昭和七年末昭和石炭會社が設立せられ石炭鑛業聯合會と相俟つて大手筋炭礦に對する生産販賣の完全なる統制が實施せられてより茲に四年、石炭界は誠に順調なる發展の経路を辿つて來たのであるが、今日の状況は一面本邦經濟界の全般的活況に負ふ處亦尠ならず、統制の行き亘る範圍は漸次擴大せられつゝありと雖も未だ満足の域には達して居ない、廣範圍に亘つて統制を行き亘らせる事により需給の平衡を保ち公正妥當なる炭價を安定せしむることが即炭礦業の發展を期する所以であり、又本邦産業界に貢献する途であると信じ、吾々は常に統制の擴張充實に努めて來たのである。併し素々石炭の生産販賣の統制は頗る複雑多岐に亘る難事業であり、殊に多數礦主を擁せらるゝ互助會が完全なる統制機能發揮せらるゝに就て多分の不便困難あるは申す迄も無い。加盟炭礦をして適度の送炭を爲なさしめ、妥當なる値段を以て其産出炭を完全に荷捌せしむるには茲に専門の機關を必要とする次第であつて此事は豫而要望せられて居たのである。此秋に互助會石炭會社が設立せられ以て互助會の送炭販賣の統制に任せらるゝ事は洵に時宜に適せるものと謂ふ可く、本邦石炭業界の爲實に慶賀に堪へない。更に將來本會社が聯合會並に昭和と連繫を保ち統制の機能を十分發揮せらるゝに至らば、炭價は今日以上の安定を見るべく、本邦産業界全般にも裨益する所亦尠ならずと信ずる。新會社設立を祝福し將來益々堅實に發展せられん事を衷心祈願して止まない次第である。

互助會石炭株式會社の創立を祝して

若松石炭商同業組合 組長

柳川精四郎

互助會石炭株式會社昭和十一年十一月二十一日を以て創立せらる。實に慶賀に堪へざるなり。

石炭が工業の原動力にして文明の母たるは云ふを俟たざる所なり、然れども石炭鑛業は多大の資本を要し作業の性質上急激の變化に應じ難く、一般經濟上の變動が同業者に及ぼす影響甚大なるものありて、之が爲倒産の悲境に陥る者尠しとせず、而して世人之を以て鑛業家の常とし恬として之を顧みざりき、然るに石炭鑛業互助會は其弊害の獨り鑛業家のみに止らず、國家産業上由々しき大事なりとして、内に在りては石炭鑛業聯合會と相携へて石炭生産の統制を行ひ、外に在りては撫順炭の輸入制限に努力し以て石炭需給の調節を計り、又販賣方法に就ては昭和石炭株式會社と結びて其統制を完全ならしめたるを以て、從來波瀾重疊浮沈常なりし炭界も茲に始めて其業務に安んずるに至れり、其功績實に偉大なりと云ふべし。

今や石炭鑛業互助會は百尺竿頭一步を進めて互助會石炭株式會社を組織し益々其結束を固くし、同業者の福利を増進して國家産業の隆盛に資せんとす、其活躍期して待つべきなり。

聊か蕪辭を述べて祝辭とす。

互助會石炭株式會社 創立總會記事

石炭の需要調節、販賣統制、品質改善を計るを目的とする互助會石炭株式會社は去る十一月二十一日午後二時半若松市若松商工會議所に於て創立總會を開催した。

當日出席者は株主本人十七人、代理人十九人、合計三十六人で創立總會は適法に成立、先づ發起人中島徳松氏代理人林博氏開會の辭を宣して議長の選舉を行ひたるころ満場一致を以て青柳六輔氏を議長に選任、青柳六輔氏議長席に着き左の事項を決議した。

決議事項

一、創立に關する事項報告の件
發起人中島徳松氏より提出の創立に關する事項の報告書を満場異議なく承認。

一、定款承認の件
議長より統制規約に就いて尙充分研究の上完成次第株主總會に提出承認を求むる事にし度きを以て定款第三十二條第一項中「創立總會」とあるを「株主總會」に、第二項中「前項規約を變更せんときは」を「前項規約の制定變更」と改め度き旨提案あり右提案を承認し同時に其他は全部原案通り可決。

三、手数料の賦課率承認の件
本議案は第六號議案なるも統制規約に關連せるを以て議案の順位を變更し第三として總會に諮りたる所満場異議なく原案通り承認。尙手数料は本年十二月一日分より徵集し其の分配は當會社六割、互助會四割に決定。

四、取締役、監査役並に取締役中會社を代表すべきもの選

任の件

取締役九名以内、監査役三名以内並に取締役中會社を代表すべき者二名選任に關し株式申込人林博氏より議長、發起人金丸勘吉氏及同野上辰之助氏三名を監査委員とし其監査に一任すべしとの動議出で満場之を承認したり。依つて、前記監査委員は別室に退き協議の結果取締役、監査役並に取締役中會社を代表すべきものを左記の通り監査し之を總會に諮りたる所満場一致を以て異議なく承認。

取締役	中島徳松氏
取締役	金丸勘吉氏
取締役	野上辰之助氏
取締役	久恒貞雄氏
取締役	静藤次郎氏

取締役	小林勇平氏
取締役	三崎友一氏
取締役	青柳六輔氏
監査役	橋上保氏
監査役	木曾重義氏
會社を代表すべき 取締役社長	中島徳松氏
會社を代表すべき 専務取締役	青柳六輔氏

右何れも就任を承認せられたり。
最後に議長は創立總會終了し茲に當會社成立したる旨を述べ午後四時四十分閉會を宣した。
尙事務所は若松市堺町二丁目四五三番地（石炭鑛業互助會樓上）に置く事に決定。

互助會石炭株式會社職制

同社職制は目下草案中であつて、重役會又は理事會により決定さるゝ筈であるが、大體專務取締役の下に總務、業務、調査の三課を設置し、其の分掌事務も左記の如くなるものゝ様子である。即ち

- 一、總務課―庶務、文書、用度、株式、其他、他の所管に屬せざる事務
 - 一、業務課―石炭の販賣統制並に送炭の調節其他現業に關する事務 石炭の買賣、引合並に仲介に關する業務
 - 二、調査課―石炭並に經濟事情に關する調査、算算並に諸統計に關する事務
- 従つて之に配する職員も確定のものではないが暫定的に左の通りとなつてゐる。

總務課

課長 山口宗治
 次席 牧坂吉三郎
 志賀光生

業務課

上野長松
 松尾山和
 其他タイピスト給仕四人

調査課

課長 佐藤 純
 次席 南田 眞
 小川 源四郎
 安西 豐
 菊池 正信
 須藤 眞一
 森實 雄
 來島 行堅

課長 鍋島 積博
 才津 原 敏
 井本 敏
 杉江 博
 渡邊 清吾
 花井 重美
 安部 松五郎
 辻本 正美
 早川 利文

見習

雜 錄

鑛山監督局受託試驗規則に就いて

福岡鑛山監督局

目次

- 一、緒言
- 二、本制度制定の趣旨
- 三、鑛山監督局受託試驗規則
- 四、鑛山監督局受託試驗規則の逐條的説明
- 五、鑛山監督局受託試驗規則に關する手数料令
- 六、鑛山監督局受託試驗に關する手数料令の逐條的説明
- 七、受託試驗方法の概要
- 八、結言

一、緒言

最近鑛業殊に石炭鑛業に於て災害の頻發しつゝある實情に鑑み商

工省に於ては石炭坑用爆藥類及機械器具の受託試驗制度を新設し、其の運用に依り石炭鑛業の指導並に監督に關する行政の徹底を圖ると共に鑛業設備の充實改善を助長し災害防止に資せしむることとなつた。即ち昭和十一年十月二十日商工省令第十號を以て鑛山監督局受託試驗規則を公布し、之と共に受託手数料に關する勅令（第三百八十二號）が公布せられ即日より實施せられたのである。茲に本規則制定の趣旨並に本規則及手数料に關する勅令の逐條的意義並に受託試驗方法の概要を説明して本制度の運用乃至利用に資せんとするものである。

二、本制度制定の趣旨

本受託試驗制度の目的とするところは石炭坑に於ける瓦斯炭塵爆

發の如き、其の災害の重大なるものを豫防せんとするものにして、之が爲には爆發の虞ある地域に於て之が理由となるべき性質を有する坑内使用の爆發藥、導火線、洞風器、瓦斯檢定器、揮發油安全燈、携帶用安全電燈、定著安全電燈、電氣點火器及電氣機械器具に就き其の性能即ち耐爆安全の程度を試験し之が製作及使用の指針を與へ同時に其の是非を明らかにしむる必要がある。

即ち本制度に依り之等器物の製造者又は使用者の依頼に應じて規則所定の各種試験を行ひ、試験品の良否を審査し災害の虞ある地域に於て之を使用するの可否が明かにされるのであるから、其の試験報告を以て監督官廳の災害防止に關する指導監督の一助たらしめ得るは勿論、之等爆發藥、機械器具の製造者は製作上の指導を受け改善の指針を得ると共に、使用者は使用選擇の基準を得て製造者の販賣政策に左右せらるゝの危険もなく石炭坑の保安上裨益する處頗る大なるものでありといふべきである。

固より之等災害防止の爲には國家は進んで石炭坑用爆發藥及機械器具の製作及使用に關し強制檢定試験制度を設け之に合格したるものを監督官廳の指定したる爆發の虞ある地域に於て使用せしむることゝ爲すを最適切と認むるものであるが、本受託試験制度に於ても其の普及を圖り運用宜しきを得るに於ては製造者の試験品又は研究品の試験を爲し、或は現に使用しつゝあるもの又は使用せんとする

もの、性能試験を行ひ以て災害防止に相當貢獻することを得べく、唯將來は更に試験設備の充實を期し強制檢定試験制度の實施を待望して已まぬものである。

三、鑛山監督局受託試験規則(昭和十一年(商工省令第十號))

第一條 鑛山監督局ニ石炭坑用爆發藥類又ハ機械器具ノ試験ノ依頼ヲ爲ス者ハ別記様式ノ依頼書ニ現品ヲ添ヘテ之ヲ差出スベシ

第二條 石炭用爆發藥類又ハ機械器具ノ試験ノ種類及試験ノ爲差出スベキ現品ノ數量左ノ如シ

- 一 爆發藥
 - 分 析 一藥包四十五グラム以上ノモノニ藥包以上
 - 坑道 試験
 - 瓦斯ニ依ルモノ 一藥包百グラム(藥徑三十二ミリメートル)ノモノノ四十二藥包以上
 - 炭塵ニ依ルモノ 一藥包百グラム(藥徑三十二ミリメートル)ノモノノ二十二藥包以上
 - 彈道振子試験 一藥包百グラム(藥徑三十二ミリメートル)ノモノ七藥包以上
 - 殉爆 試験 一藥包四十五グラム以上ノモノ十藥包以上
 - 爆焔 試験 一藥包百グラム(藥徑三十二ミリメートル)ノモノ五藥包以上
 - 落鎗 試験 一藥包四十五グラム以上ノモノ一藥包以上

能力 試験 一箇

九電氣機械器具

安全度 試験 一箇

十前各號ニ掲ゲザル試験前各號ノ規定ニ準ズ

第三條 鑛山監督局長試験ノ爲必要アリト認ムルトキハ更ニ相當數量ノ現品ヲ差出サシムルコトヲ得

第四條 鑛山監督局長試験ヲ爲スノ必要ナシト認ムルトキ又ハ試験ヲ爲スコト能ハザルトキハ依頼ニ應ゼザルコトアルベシ

第五條 試験ノ爲差出シタル現品ハ誤差試験ノ爲差出シタルモノノ除ク外之ヲ還付セズ但シ差出ノ際豫メ申出アリタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

現品還付ニ要スル費用ハ依頼者之ヲ負擔スベシ

第六條 鑛山監督局長試験ヲ通常ノ依頼ニ先テ急遽ニ又ハ日時ヲ限リ施行スルコトヲ依頼スル者ハ依頼書ニ其ノ旨ヲ明記スベシ但シ鑛山監督局長都合ニ依リ遅延スルコトアルモ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第七條 鑛山監督局長試験ノ爲必要アリト認ムルトキハ依頼者ヲシテ機械、器具、材料又ハ勞務ヲ提供セシムルコトヲ得

第八條 鑛山監督局長試験品ニ付試験中生ジタル損害ニ對シ賠償ノ責ニ任ゼズ

附 則

耐熱 試験 一藥包四十五グラム以上ノモノ一藥包以上

二導 火 線

燃速 試験 十メートル以上ノモノ一箇

始發火烟試験 十メートル以上ノモノ一箇

耐水 試験 十メートル以上ノモノ一箇

三測 風 器

誤差 試験

四五 斯檢定器

安全度 試験 一箇

誤差 試験

五揮發油安全燈

安全度 試験 五箇

機械的 試験 五箇

光度 試験 一箇

硝子筒 試験 硝子筒五十箇

六携帶用安全電燈

安全度 試験 一箇(電球二百箇ヲ添フベシ)

機械的 試験 一箇

光度 試験 一箇

七定著安全電燈

安全度 試験 一箇(外球五十箇及電球百五十箇ヲ添フベシ)

八電氣點火器

安全度 試験 一箇

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本則ニ依ル試験ハ當分ノ内福岡鑛山監督局ニ於テ之ヲ行フ
別記様式

収入 試験 依頼書
印紙 貼附シタル収入印紙ノ額

- 一 品名
 - 二 製造者名
 - 三 試験ノ種類
- 右試験及依頼候也

年月日

住所

依頼者氏

名

鑛山監督局長宛

備考 一 第五條ノ規定ニ依リ現品ノ還付ヲ受ケントスル場

合ニ於テハ其ノ旨附記スベシ

- 二 爆發藥ノ分析、坑道試験又ハ彈道振子試験ニ在リテハ爆發藥ノ配成分ヲ、坑道試験ニ在リテハ右ノ外一回ノ試験裝藥量ヲ附記スベシ

四、鑛山監督局受託試験規則の逐條的説明

第一條 本條は石炭坑用爆發藥類又は機械器具の受託試験に關する依頼手續を明らかにしたるものにして、試験の依頼者は後述する

が如き様式の依頼書に現品を添へて差出すのである。尙ほ現品及依頼書は受託試験が福岡鑛山監督局石炭坑爆發豫防調査所に於て實施せられたるものであるから直接同所に差出すのが便宜である。同所は福岡縣直方市頓野に在り筑豊本線直方驛より東方約二、三軒の地點に位置してゐる。

第二條 本條は試験の種類及試験の爲差出すべき現品の數量を示したるものにして、坑道試験に於ける爆發藥は、一回の裝藥量の十倍に二藥包を加へたるものである。各種試験の内容は個々に就て後に説明する。尙ほ本條第十號の「前各號ニ掲ゲザル試験」と稱するに、其の試験品が各號の一に該當せざるか或は又試験種別が各號の一に該當せざる場合であると解せられたい。

第三條 本條は第二條の規定により差出したる現品にては尙ほ試験を行ふに不十分なる場合のあるべきことを豫想して斯る場合に於ては鑛山監督局は更に相當數量を定めて現品の差出を命じ得る旨を定めたるものである。試験前に豫めこの現品の差出を爲さしむる場合もあるべく又試験中に之を爲さしむる場合もある

第四條 本條は受託試験の依頼あるも其の依頼に應ぜざることあるべきを定めたるものである。即ち鑛山監督局が試験を爲すの必要なしと認めたるとき又は設備其の他の關係上試験を爲すこと能はざるときは依頼に應ぜざることあるべき旨を規定したるもの

である。

第五條 本條は型別試験の爲に差出したる現品は之を還付せざることを原則とし、誤差試験の爲に差出したる現品は其の試験の性質上當然還付せらるべき主旨を定めたるものにして、唯型別試験に於ても現品の還付を希望せらるゝ場合に於ては本條但書の規定より豫め申出でることを要す。此の場合現品還付に要する費用は依頼者に於て之を負擔するのである。

第六條 本條は急連なる試験又は日時を限りたる試験の施行を依頼し得ることを定めたものである。其の場合には依頼書に其の旨を明記しなければならぬ。而して此の場合の手續料は後述受託試験規則に關する手数料令(第二條参照)の定むるところにより増額せられてゐる。然しながら鑛山監督局の都合により遅延することなきを保し難い場合もあるものと見なければならぬが試験の施行が遅延したとて之に對して異議を申立つる途は開かれて居らぬ仍て斯る急を要する試験を依頼せらるゝに當つては試験の準備措置の關係から正式の依頼に先立つて一應監督局の都合を照會せらるゝならば便宜を得らるゝであらう。

第七條 試験を爲すためには豫め相當の設備を爲し又所定の手數料を徴するのである。試験の状況如何に依りては特殊の機械、器具又は材料を要し、或は勞務を要する場合等のあるべきことは

容易に想像し得る所であつて本條は斯る場合に於て鑛山監督局長が當該必要品等を提供むせしむることを得る旨を規定したものである。

第八條 本條は試験品に付試験中に生じたる損害に對し賠償の責任を定めたることを明かにしたものである。試験に際しては器物等の取扱其の他に關し充分の注意を拂ふことは勿論である。

附 則

第一項は施行期日(公布の日即ち昭和十一年十月二十日)と定めたものにして附則第二項は本制度の施行に當る機關を定めたものである。

勞則に依る試験は當分の内(將來は他の監督局に於ても實施せられるであらう)福岡鑛山監督局に於て之を施行するのである同局に未だ充分であるとは謂へないけれども石炭坑爆發豫防調査所(福岡縣直方市頓野)なるものが設置してあるを以て同所に於てこの試験を實施するのが最適當であると認められたからであつて依頼書及現品の差出を始め、試験に關する諸手續の如きも一切同所に於て直接取扱ふこととして置く。

試験 依頼書

試験依頼書に貼附した収入印紙には捺印せざること、
第五條の規定に依り現品の還付を受けんとする場合には其の旨

を附記すること
 爆發藥の分析、坑道試験又は彈道振子試験に在りては、其の配合成分を、坑道試験に在りては右の外一回の試験裝藥量、即ち四百瓦にてか、五百瓦にてかを明記すること。試験は申出の裝藥量にて十回發射するを以て、裝藥量を變じたる試験を望む場合には新たに依頼するを要すること。

五、鑛山監督局受託試験に關する

手数料令 (昭和十一年勅令第三百八十二號)

第一條 鑛山監督局ニ石炭坑用爆發藥類又ハ機械器具ノ試験ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムベシ

- 一 爆發藥
 - 分 析 每一件 三十五圓
 - 坑道 試験
 - 瓦斯ニ依ル 每一件 百七十五圓 但シ鑛山監督局長分折ヲ行フノ必要ナシト認ムルトキハ三十圓ヲ減ズルモノトス
 - 炭塵ニ依ル 每一件 六十圓 但シ鑛山監督局長分折ヲ行フノ必要ナシト認ムルトキハ三十五圓ヲ減ズルモノトス
 - 彈道振子試験 每一件 四十五圓 但シ鑛山監督局長分折ヲ行フノ必要ナシト認ムルトキハ三十五圓ヲ減ズルモノトス
 - 殉爆 試験 每一件 一圓

爆炳 試験 每一件 五圓

落鏡 試験 每一件 二圓

耐熱 試験 每一件 一圓

二 導火線

- 燃速 試験 每一件 一圓
- 始發火箱試験 每一試 八圓

耐水 試験 每一件 一圓

三 測風器

- 誤差 試験 每一箇 三圓

四 瓦斯檢定器

- 安全度 試験 每一件 二十圓以上三十圓以下
- 誤差 試験 每一箇 二十圓以上五十圓以下

五 揮發油安全燈

- 安全度 試験 每一件 二十圓

機械的 試験 每一件 四圓

光度 試験 每一件 五圓

硝子筒 試験 每一件 七圓

六 携帶用安全電燈

- 安全度 試験 每一件 二十圓以上四十圓以下

機械的 試験 每一件 四圓

光度 試験 每一件 五圓

七 定着安全電燈

- 安全度 試験 每一件 四十圓

八 電氣點火器

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六、鑛山監督局受託試験に關する手数料令の逐條的説明

第一條 本條は受託試験規則第一條所定の各試験に對する手数料を規定したものであつて注意を要するべき點を列記すれば次のようなるものである。

坑道試験及彈道振子試験の手数料は該試験に分析をも含んで居るから夫々百七十五圓、六十圓及四十五圓と定めてあるが、試験爆發藥に付既に分析を行ひたるものに對しては分析手数料に該當する金額が控除輕減せられてゐる。例へば坑道試験(瓦斯に依るもの又は炭塵に依るもの)及彈道振子試験を同一試験に行ふ場合には、分析は必ず之を行はなくてはならないから分析、三十五圓、坑道瓦斯試験百四十圓、坑道炭塵試験二十五圓、彈道振子試験十圓計二百十圓の手数を要する。但し坑道試験に於て最初四百瓦にて行ひ更らに五百瓦にて行はんとすれば瓦斯試験には百四十圓、炭塵試験には二十五圓を更らに納付しなくてはならないものである。

同一爆發藥と雖も試料を異にする場合には改めて必ず分析を行ふべきものであるから、坑道試験及彈道振子試験の施行を依頼せ

- 安全度 試験 每一件 二十圓
- 能力 試験 每一件 五圓
- 九 電氣機械器具
 - 安全度 試験
 - 大 型 每一件 八十圓
 - 中 型 每一件 五十圓
 - 小 型 每一件 三十圓

十 前各條ニ掲グルモノノ外石炭坑用爆發藥類及機械器具ノ試験ニ關スル手数料ノ額ハ前各條ノ規定ニ準ジ鑛山監督局長之ヲ定ム

第二條 鑛山監督局ニ試験ヲ通常ノ依頼ニ先チテ急速ニ施行スルコトヲ依頼スル者ハ前條ノ規定ニ依ル額ノ二倍、日時ヲ限り施行スルコトヲ依頼スルモノハ三倍ノ手数料ヲ納ムベシ

第三條 鑛山監督局ニ試験ノ依頼ヲ爲ス者其ノ試験ノ報告書ノ複本ヲ請求スルトキハ一通ニ付紙數一枚毎ニ二十錢、圖面又ハ寫眞一枚毎ニ五十錢以上二圓以下、其ノ外國語ニ依ル複本ヲ請求スルトキハ一通ニ付五十錢以上二十圓以下ノ手数料ヲ納ムベシ

第四條 手数料中最高及最低ノ限度ヲ定メタルモノニ付テハ鑛山監督局長其ノ額ヲ定ム

第五條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ

附 則

んとするときは同一試料によりて行ふ方が有利である。

手数料の最低及最高を規定しあるものは試験品の如何により試験の難易を異にするものであるから先づ試験を求むる現品を提出し且つ其の試験の種類を明示して申出で、當局よりこれに對する手数料の通知を受けたる後依頼書を提出するを便宜とする第九號電氣機械器具の安全度試験に於て試験品の大型、中型及小型の區別は左の通りとす。

大型 内徑一九〇種、高さ一〇〇種の圓筒型容器に收容し得るもの

中型 内徑一〇〇種、高さ六〇種の圓筒型容器に收容し得るもの

小型 内徑四五種、高さ四五種の圓筒型容器に收容し得るもの
第十號「前各號ニ掲グルモノノ外石炭坑爆薬類及機械器具ノ試験」とは第一號乃至第九號に列擧せざりし試験にして其の試験品が各號の一つに該當せざるか又は試験種別が各號の何れにも該當せざる場合を指稱するものと解すべくこの場合に於ては孰れも豫め現品を差出し其の手数料等に付照會を爲さるゝを便宜且つ適切とする。

第二條 本條は受託試験規則第六條所定の通常の依頼に先ちて急速に又は月時を限り試験を施行することを依頼する者に對する手

手数料を定めたものであつて、此の場合に於ては通常の依頼に先

だちて其の試験を施行することを原則とするも、諸種の都合により努力の如何に拘らず豫期せる又は豫定せる日時に施行し得ざる場合もなきを保し難く此の場合に於ては既納の料金は之を還付せざる事になつて居るから、依頼者は豫め事務の都合等を當局に問ひ合せたる後この依頼を爲すのが効果的である

第三條 元來試験成績は報告書に依て依頼者に通達せらるゝ次第であるが本條は右報告書の複本を請求せんとす場合に於ける手数料を規定したるものにして、其の最高及最低の限度を定めたるものに就ては之亦豫め當局に打合せを爲したる後請求せられ

第四條 本條は第一條及第三條に於て、手数料を一率に定むること至難なるが爲單に其の最高及最低の限度を規定したるものに付其の限度内に於て其の試験品の如何に依り、試験に要する費用、手数等の點を考慮して鑛山監督局長が其の手数料の額を定むるのである旨を規定したものである。

第五條 本條は手数料は収入印紙にて納付すべきことを規定したるものにして、其の収入印紙は試験依頼書及試験報告書複本下附

申請書に之を貼附することを要する。

七、受託試験方法の概要説明

(一) 爆 發 藥

イ、分 析

爆薬の分析は豫て日本鑛山協會爆薬研究会に於て研究立案せる炭坑用爆薬分析法が本邦に於ける爆薬分析法として最優良なる方法であると信ぜらるゝから之に依て行ふものである。
分析試料は、特に分析のみを行ふ場合を除き必ず坑道試験又は彈道振子試験に供したるものと同一の試料中より之を採り、當該試験に供したる爆薬の成分を分析證明するのである。

ロ、爆薬坑道試験法

本試験は試験坑道内に於ける可燃性瓦斯及乾燥炭塵に對し爆薬の不引火量を求むる爲に行ふものにして、依頼者の申出に係る装薬量を以て連續十回を行ひ、全部瓦斯又は炭塵に引火せざる場合は當該装薬量に於て不引火なりと爲し、一發にても引火したる場合は引火と爲す。

試験方法は日本鑛山協會鑛山爆薬研究会に諮りたるものが最適當であると信ぜらるゝから之に依ることとした。

ハ、爆薬振子試験法

本試験は爆薬の爆力を測定する爲に行ふものにして鑛山爆薬研究会に諮りたる試験法に依る適當と認め之れに依ることとした
本試験は爆薬の殉爆感度の良否を測定する爲に行ふものにして

ニ、殉 爆 試 験

爆徑三二耗正負一耗、正味重量百瓦の薬包二個を、表面を均せる乾燥砂上に其の中心線を一直線上にあらしむる如く置き、雷管附薬包の爆轟が第二薬包を殉爆せしむる最大距離を求め、薬包徑の倍數にて表示することとした。

本試験は爆薬爆煙を寫眞に撮影し、其の長さ及時間を測定するものにして、試験器はメツテガンク爆煙測定器を使用することとした。

本試験は爆薬の衝撃に對する感度を測定する爲に行ふものにして、落錘試験器を使用し公知の方法に依て之を行ふのである。

本試験は爆薬の安全度を知る爲に行ふものにして、アーベル氏試験装置を使用し、アーベル公認試験法に依て試験する。

本試験は緩燃導火線の燃速を測定する爲に行ふものにして、一定の長さのものに點火して其の燃速を測定するのである。

(二) 導 火 線

イ、燃 速 試 験

本試験は緩燃導火線の始發火焔よりメタン瓦斯に着火の難易を検する爲に行ふものにして、爆發程度メタン瓦斯と空氣との混合氣體中に於て導火線に點火し、其の始發火焔より瓦斯に着火の有無を検することとした。

ロ、耐 水 試 験

本試験は緩燃導火線の燃速を測定する爲に行ふものにして、一定の長さのものに點火して其の燃速を測定するのである。

本試験は緩燃導火線の始發火焔よりメタン瓦斯に着火の難易を検する爲に行ふものにして、爆發程度メタン瓦斯と空氣との混合氣體中に於て導火線に點火し、其の始發火焔より瓦斯に着火の有無を検することとした。

本試験は緩燃導火線の燃速を測定する爲に行ふものにして、一定の長さのものに點火して其の燃速を測定するのである。

ハ、耐 水 試 験

本試験は發熱導火線被覆の耐水性を検する爲に行ふものにして一定水深の位置に一定時間放置せるものに就き雷管の發火試験を行ひ起爆の如何を検するものとした。

(三) 測風器

誤差試験

本試験は測風器の示度と實風速との誤差を測定する爲に行ふものにして、回轉心棒の一方に長さ約五、一五米の腕木を結構し其の一端に測風器を取付けて所要速度にて回轉せしめ該器の示度と實風速との誤差を求むるものとした。

(四)、瓦斯檢定器

イ、安全度試験

本試験は瓦斯檢定器の爆發性瓦斯に對する安全度を檢する爲に行ふものにして、安全燈の種類に屬するものは安全燈安全度試験方法を、電氣的發熱體を使用するものは電氣機器安全度試験方法を、その他に屬するものは構造性質を精査し爆發性瓦斯に對して危險の虞ありと認むる諸點に付試験を行ふものとした。

ロ、誤差試験

本試験は瓦斯檢定器の誤差を測定する爲に行ふものにして、標準檢定器の精度と對比して誤差を測定し該器の性能全部に付施行するものとした。

(五)、揮發油安全燈

イ、安全度試験

本試験は揮發油安全燈の安全度を檢する爲に行ふものにして、

靜止並に流動瓦斯中に點火し、燈内爆發が燈外に漏出するや否やを検するものとした。

ロ、機械的試験

本試験は揮發油安全燈の機械的抵抗力を檢する爲に行ふものにして、燈を一定高度より落下せしめ或は一定高度より一定重量の重錘を燈上に落下せしめて破損の有無を檢し或は又吊したる安全燈の下端に重錘を附したる鋼索を結び其の重錘を落下せしめて油室部を強引し接合的離脱の有無を檢するものとした。

ハ、光度試験

本試験は揮發油安全燈の光度を檢する爲に行ふものにして、フネル標準燈を使用し光度計に依り燭光を驗するものとした。

ニ、硝子筒試験

本試験は揮發油安全燈硝子筒の堅牢度及溫度の激變に對する抵抗力を檢する爲に行ふものにして、堅牢度試験は一定重量の重錘を一定高度より硝子筒上に落下せしめて硝子筒破損の有無を檢し、冷熱試験(溫度の激變に對する抵抗力試験)は一度溫度に加熱したる硝子筒を一定溫度の冷水中に没入して破損の有無を檢するものとした。

(六)、携帶用安全電燈

イ、安全度試験

本試験は携帶用安全電燈の可燃性瓦斯に對する安全度を檢する爲に行ふものにして、保安裝置の存するものは其の能力を害せずして直接電球を瓦斯に曝露せしむる方法を講じたる上織條を

損することなく電球を破壊し瓦斯に着火の有無を檢す。又同時に外力に依り保安裝置の機能不能となるや否やを檢するものとした。

ロ、機械的試験

本試験は携帶用安全電燈の機械的外力に對する抵抗力を檢する爲に行ふものにして、手提式のものには揮發油安全燈に準じ帽燈式のものには帽燈部を一定の高さより木床上に墜落せしめて破損の有無を檢するものとした。

ハ、光度試験

本試験は携帶用安全燈の光度を試験する爲に行ふものにして、標準電燈を用ひ光度計に依り測定するものとした。

(七) 定着安全電燈

イ、安全度試験

本試験は定着安全電燈の可燃性瓦斯に對する安全度を檢する爲に行ふものにして、爆發程度瓦斯混氣中にて外球と共に電球を破壊し瓦斯に着火の有無を檢するものとした。

(八)、電氣點火器安全度試験

イ、安全度試験

本試験は電氣點火器の可燃性瓦斯に對する安全度を檢する爲に行ふものにして、發破線端を可燃性瓦斯混氣中にて發電に依り火花を生ぜしめ爆發の有無を檢し且つ點火器内にて瓦斯に引火せしめ之が器外に漏出するや否やを檢するものとした。

ロ、能力試験

本試験は電氣點火器の齊發能力を檢する爲に行ふものにして、電氣雷管を申出の最大齊發數丈直列に連絡して發破し其の完爆するや否やを檢するものとした。

(九) 電氣機械器具

イ、安全度試験

本試験は電氣機械器具の瓦斯に對する安全度を檢する爲に行ふものにして、器内に於て可燃性瓦斯の最強爆發を行はしめ器外の可燃性瓦斯に引火の有無並に機器體破壊の有無を檢するものとした。

八、結 言

以上述べたる所に依り受託試験に關する大略の説明を終るのであるが、既述の如く石炭坑内に於ける瓦斯炭塵の爆發を防止せんとするには、國家に於て當該器物に付積極的に檢定試験を行ひ、其の試験を通過した合格品の使用を命ずるにあらざれば徹底を期し難きことは勿論であるけれども、不幸にして未だ其の進に至らざるが故に各製造者及使用者に於ては本規則制定の趣旨に鑑み受託試験に依り製造者は自己の製造せるもの、良否を判別し成績良好なるものに付ては進んで之が頒布に努め、使用者も亦本制度を活用して其の使用品の良否を明かにし好成绩を示したるものを安心して使用し得る様各自發的に最高度に本制度を活用せられ以て災害の減少乃至防止に極力努められんことを希望するものである。

彙報

石聯の石炭調節方針

未だ公式設定を見ず

石炭鑛業聯合會では十四日正午より九の内工業クラブに於て定例理事會を開催したが同日は單に明年四月以降の石炭調節方針に關し非公式に懇談したのみで何ら公式的決定をなさずして散會した。石炭採掘奨励の方針に關し細目決定は明年二月開催の理事會に於て決定するが今議會の諸法案の通過を俟つて採掘超過及び割當未採掘に關しては各同額程度の罰金を課して需給調節の圓滿を期する方針である。

石炭三百餘種の

分析結果を發表

石炭聯合會は今後三ヶ年間の石炭需給豫想を目標として調査にとりかゝつたが昭和石炭も亦需給調査は學府に於てなすべきであるとの建前から今後五ヶ年に選つて聯合會と別個の角度から調査を進め

てゐる。而して昭和石炭ではこれのみを以て満足せず過去約二ヶ年に亘つて我國各炭坑地よりとり寄せた三百餘種の石炭につき行つた分析結果を知り得たので近くこれを公表することになつてゐるが石炭需給兩方面ともこの結果には大いに期待をかけてゐる。尙昭和石炭の分析が如何なる方法で行はれてゐるか判明しないがこれが結果如何によつては或は炭種別統制實施に迄及ぶのではないかと云はれてゐる。

全國鑛業課長會議

商工省では尾去澤ダム決潰を契機に、最近軍需インフレの躍進と共に頼に鐵炭山の災害が頻發しつゝある現状に鑑みて、之が徹底的防止策を考究する事となり、去る十五日以來十七日に至る三日間連日に亘つて、全國鐵山監督局鑛業課長會議を開催。

第一日 は特に小川商相、竹内次官も列席の上、先づ尾去澤事件の實情報告を基礎にダム決潰の原因につき技術的探究をなし全國的な「鐵山に於ける排石鑛滓堆積場の保安」に關し各種工作物施設に就いて留意すべき點を審議し

第二日 は前日に引續き同問題を審議し次いで「石炭坑の爆發豫防」を審議、第三日は「其の他の災害防止」即ち主として落磐及び運搬裝置（特に堅坑、斜坑の捲揚機）等の原因による災害の防

撫順各坑採炭高増加

十月中の撫順各炭坑採炭高は七十一萬八千六百八十一噸で本年一月以降十ヶ月間の累計採炭高は六百六十八萬三千五百五噸となつた、尙この十ヶ月間累計採炭額を前年同月のそれに比すれば次の如く古城子露天坑と、その他のみ減じ他は一齊に増加して總額に於て十八萬八千五百六十九噸の増加である。因に十月出炭額及採炭累計の前年比較内譯次の如し。（單位噸 △印減）

一報	古城子	大山坑	東郷坑	老虎臺	龍鳳	その他	採炭計	山元送炭
十月探炭	二五二,〇〇〇	六二,一〇〇	六四,〇〇〇	一一一,〇〇〇	一三三,二〇〇	九六,三八一	七一八,六八一	六二六,六六四
累計比較	△一〇三,〇七〇	二二,五〇〇	九三,四〇〇	一七二,七五〇	七二,七五〇	△六七,〇一一	一八八,五六九	一七八,二一九

止策を考究し、最後に、燃料及鐵國策の遂行に關して各種資源の確保策と之が増産方法に就いて慎重審議する處あつた。

北鮮炭礦にも坑夫難

北鮮に於ける炭鑛の坑夫難は深刻を極め目下一日平均一圓二、三十錢の勞銀を支拂ふ状況にして坑夫不足のため止むを得ず支那人を使用する希望が強硬に唱へられてゐるが總督府としては支那人の入鮮を容易に許さず、専ら水害難災移民を奨励してゐるが一向能率舉らず各炭鑛共坑夫難に悩んでゐる。

鮮滿國境に於て 石炭液化工場建設されん

滿洲國政府、朝鮮總督府では過般の南、植田兩將軍の歴史的會見によつて決定された鮮滿一如方針を體し、これが具體化につき秘かに協議を行ひつゝあつたが、右事項の工業的具現は先づ日滿兩國の最も必要とする石炭液化によつて行ふことが國防上からも産業上からも又經濟上からも極めて適切なるものとして今回滿洲國、滿鐵、朝鮮窒素肥料三社の等額出資の下に鮮滿國境地方に一大石炭液化工

場を建設することに方針を決し、目下これが具體化を急ぎつゝあるものといはれてゐる、而してこれが内容として取上げられてゐる方針は前記事業を遂行する爲め資本金三億圓を以て半官半民の特殊會社を設立、同社をして鴨綠江、豆滿江の水系を利用して總出力百萬キロの發電所を建設、これに北鮮及び滿洲國の石炭を結びつけて最終三十萬瓩乃至四十萬瓩の石炭液化を行はしめんとし、尠大なるものであり、特に同社の國家的使命に鑑み、朝鮮總督府でもあらゆる援助を行ふことに諒解が成立してゐるといはれてゐることも故なしとしない。

尙日本窒素肥料會社が明年度に於いて一億八千萬圓と九千萬圓増資を内定したことも主として前記國策會社に投資するといふが、主なる理由となつてゐるといはれてゐる。

中部封鎖炭田を開發し

樺太廳石炭液化計畫

燃料國策の重大性に立脚しその解決の一方策として資本金一億圓の半官半民の帝國燃料株式會社を組織するに決し目下商工省に於て具體案の作成を急いでゐるが、樺太廳に於ても會社成立すれば當然此事業圈内に入るものと過般上京の厚地農林部長は折衝、商工兩省

を初め二三財團その他關係方面と折衝を遂げ去る九日歸郷し引續き河野鐵務課長は在京奔走中であるが、樺太廳當局の方針は國策會社の設立が確定的なものとなれば之と並行して内地財團の資本を島内に誘致して中部封鎖炭田である内淵、泊岸等約六億瓩埋藏量の開放により本格的石炭液化に着手し帝國燃料會社の傍系會社とする意圖を有してゐる模様である。

門鐵管内出炭レコード

門鐵管内の石炭出荷は本旬に入つていよいよ本格的躍進振りを示し十一日五萬五千五百五十二噸、十二日は五萬五千九百七十七噸（連帶線を加へると五萬八千噸）で又もや出炭レコードを作つた。

東杵島炭坑明年早々採炭

一昨年採掘を開始した東杵島炭礦株式會社東杵島炭坑（礦區一千三百萬埋藏量二億トン）では目下深掘一千二百尺に及び明年早々採炭開始の見込みで目下着々深掘を續行中である。既に西方隣接の杵島炭坑を始め附近一帯の唐津炭田は開發され漸次東方に向つて炭層を追つて進みつゝ、あり東杵島炭坑の採掘後は有明海の海底下の採炭も當然開始されるものと見られてゐる。

鑛業法改正委員設置

商工省鑛山局では、今般同局の要求たる鑛業法改正調査費（約一萬圓）が大藏省査定を通過するに至つたので、來る議會通過を俟つて愈よ明年度に於いて調査委員會を組織して左記事項を審議の上、明後年度より實施せんとする意向を有してゐる。

- (イ) 鑛害賠償法の設定
- (ロ) 鑛業警察制度實施
- (ハ) 鑛業法中斤先掘實行に對して明確なる規定を設くる
- (ニ) 試掘權の廢止
- (ホ) 砂鑛法の廢止

鑛山局當局としては尾去澤の論事に鑑みて、右の中(イ)(ロ)の鑛害對策施設を先づ第一に審議せんとし、(ニ)(ホ)の試掘權砂鑛法の廢止は外國に於ては古くから行はれてゐる事としてさしたる異論なきものとみてゐる。

鑛夫勞役扶助規則改正案要綱

昭和十二年一月一日より施行

内務省社會局が作製した工場法施行令、鑛夫勞役扶助規則及勞働

者災害扶助法施行令改正助令案は去る十一月十日の閣議に於て決定を見たので御諮詢を待ち公布の上昭和十二年一月一日より之を施行する事となつてゐるが、それに依れば各扶助料等相當の増額を圖り從來より一層保護法の本義を發揮せしむる事となつてゐる。

而して右三施行令中鑛夫勞役扶助規則施行令の改正の要點を擧ぐれば左の如くである。

休業扶助料

鑛山に於ける休業扶助料は現在標準賃金の百分の六十以上にして支給日百八十日を超える時は標準賃金の百分の四十迄減じ得ることとなり居れるものを

- (一)、支給期間の如何に拘らず標準賃金の百分の六十とすること
- (二)、鑛夫を病院に收容したる場合に於て本人の收入に依り生計を維持する者なきときは標準賃金の百分の二十とす

障害扶助料

- (一)、障害等級の改正、從來抽象的に四級に分ち居りたる障害等級を十四級に具體的に區分し、其最高級を標準賃金の六百日分最低級を標準賃金の二十日分とす
- (二)、從來の勞務に服すること能はざるときは賃金の百八十日分

(其金額男子に在りては百五十圓、女子に在りては九十圓に

満たざるときは夫々百五十圓及び九十圓)を下ることを得ず

(三) 既に身體障害を存するものが負傷又は疾病に依り同一部位に付障害の程度を加重したる場合の規定を労働者災害扶助法と同様に設く

(四) 本人の承諾ありたるときは雇傭期間中障害扶助料の支給を延期し得ることとす

遺族扶助料

(一) 遺族扶助料の額は現在標準賃金の三百六十日分以上なるを標準賃金の四百日分とす

(二) 遺族扶助料に付男子三百二十圓、女子二百圓の最低金額を定む

打切扶助料

(一) 打切扶助料の額を標準賃金の五百四十日分とすること

(二) 打切扶助に付男子四百三十圓、女子二百七十圓の最低金額を定む

葬祭料

葬祭料の額を標準賃金の三十日分(其の金額三十圓に満たざるときは三十圓)とす

共済組合

鑛業権者豫め鑛山監督局長の許可を受けたる時は鑛業権者及鑛夫の出捐する共済組合の爲したる給付の限度に於て之に相當する本令の扶助を爲すことを要せず

筑前參宮鐵道株式會社

福岡市吉塚

石炭鑛業權設定

(十月十六日ヨリ十一月六日マデ)

福岡鑛山監督局管内

試掘願許可

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名	登録日
福岡 六四〇	山門郡東宮永村三橋村大和村	六五,〇〇〇	東京市日本橋區室町三丁目 三井鑛山株式會社外一人	一〇,一四
同 六四一	朝倉郡杷木村松村	二〇,〇〇〇	福岡縣遠賀郡中間町 寶珠山鑛業株式會社	一〇,一四
同 六四二	粕屋郡香椎村和白村並ニ海面	四〇,〇〇〇	秋田縣平鹿郡十文字町 小蘭井正一	一〇,一四
佐賀 二六六	杵島郡大町町六角村江北村	八三,〇〇〇	佐賀縣杵島郡大町町 杵島炭鑛株式會社	一〇,一六
福岡 六四八	朝倉郡蟻城村、三井郡大堰村、浮羽郡榮川村川合村	—	佐賀縣杵島郡武雄町 山口 峰	一〇,一七
山口 四三六	厚狹郡厚東村二俣瀬村	四五,〇〇〇	宇部市藤山區居能 原田幸一外一人	一〇,一七
長崎 三六三	北松浦郡鹿町村並ニ海面	四九,〇〇〇	長崎縣北松浦郡佐々村 岡崎一彦	一〇,一七
佐賀 二六四	西松浦郡山代町東山代村	五五,〇〇〇	福岡市船津町 久恒得郎	一〇,一八
同 二六五	東松浦郡入野村並海面、長崎縣北松浦郡鷹島村地先海面、福島村地先海面	八五,〇〇〇	宇部市神宇部 石川實藏外一人	一〇,一八
同 二六六	藤津郡濱町七浦村地先海面	八六,〇〇〇	福岡市船津町 久恒得郎外一人	一〇,一八
長崎 三六四	西彼杵郡三重村時津村	五〇,〇〇〇	佐世保市福石免 富田保外二人	一〇,一八
同 三六五	同 那時津村並ニ海面	三三,〇〇〇	同 上	一〇,一八
山口 四三〇	吉敷郡西岐波村地先海面宇部市地先海面	六六,〇〇〇	宇部市西區北町 河野豊外二人	一〇,一四

山口	三三	吉敷郡秋穂村並ニ海面	4,600	宇部市沖宇部 桂桃一外二人	11' 四
同	三三	同 上	4,500	同 上	11' 四
佐賀	三三	東松浦郡北波多村	1,600	唐津市唐津郡内 片田 豊	11' 四
熊本	三三	天草郡一町田村	2,000	熊本縣天草郡二町田村 田中仙之助	11' 四
長崎	三三	北高來郡戸石村田精村並ニ海面	2,100	長崎縣北松浦郡小佐々村 末吉役重外二人	11' 四
同	三三	西彼杵郡時津村長興村並ニ海面	2,500	同 村 末吉役重外二人	11' 四
同	三三	同 上	2,500	同 村 末吉役重外二人	11' 四
佐賀	三三	上藤津郡大浦村地先海面、長崎縣南高來郡 下藤津郡大浦村地先海面	2,600	東京市日本橋區京町三丁目 三井鐵山株式會社	11' 六
同	三三	同 上	2,600	同 上	11' 六
同	三三	藤津郡大浦村地先海面	2,600	同 上	11' 六
同	三三	同 上	2,600	同 上	11' 六
同	三三	同 上	2,600	同 上	11' 六
同	三三	同 上	2,600	同 上	11' 六
同	三三	同 上	2,600	同 上	11' 六
同	三三	同 上	2,600	同 上	11' 六
同	三三	同 上	2,600	同 上	11' 六

統 計

目 次

1 互助會所屬鐵別送炭實績表.....(39)	10 若松地方別積出炭.....(51)
2 互助會所屬各坑炭種別送炭數量內譯表.....(42)	11 若松船種別積出炭.....(52)
3 筑豊鐵業會所屬坑別送炭實績表.....(45)	12 若松着炭五箇年對照.....(52)
4 聯合會所屬會別送炭實績表.....(47)	13 若松積出炭五箇年對照.....(52)
5 昭和十一年各月末貯炭高調.....(48)	14 互助會所屬郡別坑夫調.....(53)
6 若松港貯炭表.....(49)	15 互助會所屬郡別坑夫移動數調.....(54)
7 若松港石炭集散高並ニ大阪港貯炭.....(50)	16 互助會所屬郡別就業歩合調.....(54)
8 若松戸畑其他地區内各驛着炭.....(50)	17 互助會所屬坑夫一日當ノ平均郡別賃金表.....(55)
9 若松戸畑炭積機別荷卸數量.....(51)	18 七月分石炭山原因別災害死傷者數.....(56)

目 次

互助會所屬坑別送炭實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸)

坑名	上期略計 (四月-九月)	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	下期累計	前年同月
日本炭礦	217,013	49,409								49,409	29,644
高梅	70,120	5,865								5,865	12,821
高岩	63,756	10,316								10,316	11,652
會深	35,558	6,747								6,747	3,578
新林	53,926	9,269								9,269	9,010
新鐵	63,892	9,532								9,532	12,546
高海	4,999	1,616								1,616	1,910
老津	20,767	3,692								3,692	3,988
高谷	27,338	6,176								6,176	3,474
綠	13,445										5,028
天腹	26,647	4,801								4,801	3,602
壇生	4,653	1,075								1,075	360
野面	5,415	1,301								1,301	430
吉吉	22,307	3,865								3,865	3,504
新江	28,211	3,881								3,881	2,327
新山	14,879	2,994								2,994	3,048
西明	98,480	16,175								16,175	13,537
西成	57,698										

一

一

(9)

廣	透	谷	1,902	480							480	—
安	永	加	6,661	1,823							1,823	—
小	井	松	235	—							—	—
總	澤	新	—	8,718							8,718	—
辦	同	三	—	4,716							4,716	—
事	武	上	—	6,575							6,575	—
		瀨	—	—	933						933	—
		評	555,176	130,932							130,932	41,879
		評	2,098,502	377,294							377,294	273,646
		減	1,532,597	290,767							290,767	—
		減	508,605	86,527							86,527	—

互助會所屬各坑炭種別送炭數量內譯表

昭和十一年十月

(單位題)

坑名及坑名	塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	燻石	無煙炭	微粉	合計
日本炭礦	16,858	21,441	—	10,634	—	—	476	49,409
高松	3,000	2,865	—	—	—	—	—	5,865
尾崎	6,130	4,151	—	535	—	—	—	10,816
香崎	2,398	3,469	163	709	—	—	8	6,747
深崎	2,959	4,681	1,629	—	—	—	—	9,269
坂手	3,299	1,440	3,266	1,527	—	—	—	9,532

筑	江	435	936	245							1,616
豐	老	45	994	2,653							3,692
金	津	1,313	4,059	89	559					156	6,176
	谷	1,331	2,858	—	597					15	4,501
	生	215	323	215	322					—	1,075
八	面	566	685	30	—					—	1,301
香	香	1,366	1,073	1,436	—					—	3,865
米	江	553	936	1,107	1,285					—	3,881
水	森	722	2,242	30	—					—	2,994
秋	川	417	12,558	1,564	1,636					—	16,175
九	尾	45	5,403	3,255	—					15	8,718
應	時	172	2,045	749	169					—	3,135
管	藤	—	253	—	—					—	253
江	中	89	556	—	—					—	645
藤	山	—	—	314	—					—	314
香	笠	—	—	633	—					—	633
檀	田	357	6,045	579	134					—	7,115
香	生	899	3,626	3,788	—					—	8,313
秋	身	908	7,001	3,462	1,489					—	12,855
	和	150	1,609	1,727	129					—	3,615
	山	—	2,227	5,122	—	104			113	—	7,566
橋	尾	19	30	—	—	130	216		—	—	395
佐	倉	30	302	—	—	—	—		—	—	332
高	三	—	1,976	2,092	—	—	—		—	—	4,716
田	日	120	45	944	105	271	1,369		—	—	2,654

(42)

一

一

一

一

(43)

(44)

一

一

通野	口上	未筑	城紫	46	3,200	1,606			45	9		4,906
"	"	筑麻	紫倉			3,060						3,060
"	"	庄	倉司			1,546						1,546
三	崎	新	西		2,607	663						3,270
明	屋	豊	州			922						922
上	田	新	川		222	4,715	260					5,217
稻	員	田	登		1,695	1,978	684	340				4,697
長	尾	位	飛	45	143		23					211
太	田	糸	館	646	3,277	437		161				4,521
古	館	古	禮	50	365							415
野	上	長	和	1,200	4,821							6,021
昭	和	昭	谷	3,627	10,202		750			333		14,912
大	谷	大	田	3,558	6,122		1,630			115		11,425
山	田	山	野	3,282	12,168	4,554	2,343			240		22,587
	池	池	田	2,426	12,043		3,885					18,354
	神	神	野	3,306	4,863		488					8,657
	木	木	川	539	1,286	55	522	150	176			2,728
	原	原	崎	257	392		45					694
木	中	中	庄	3,635	11,763	497	1,174			220		17,289
田	丸	丸	手		7,595							8,785
金	上	上	元		1,469	13,519				972		16,281
野			道		330	1,019				1,273		1,349
			野									3,098
			鼻			3,098						1,853
中	島	島	口	519	100	1,075	159					1,853
			代	211	235	387	251				18	1,102

松	尾	稻	金			290						290
田	籠	垣	嘉	26	2,684	773		482				3,965
筑	鐵	新	和	124	531							655
"	"	成	谷	100	380							480
實	邊	加	茂		1,823							1,823
岡	共	茂	岡	1,744	4,831							6,575
安	同	新	屋				933					933
合	武	木	瀨	71,561	206,813	57,650	32,997	2,471	1,848	5,954		377,294

筑豊鐵業會所屬坑別送炭高實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸、△印△減)

經營別	坑名	上期 (四月-九月)	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	下期累計	對前年 同期
三井	三井田川	653,394	125,243								125,243	18,874
"	三井山野	340,472	60,041								60,041	2,257
三井	餘田	346,987	70,260								70,260	7,532
"	飯塚	277,700	53,137								53,137	5,111
"	新入	203,845	38,500								38,500	3,092
"	方城	224,844	42,653								42,653	5,903
"	上山	203,406	39,338								39,338	6,683

一

(45)

昭和十一年各月末貯炭高調

(無煙炭及瀝石ヲ除キ、坑所貯炭ヲ含マズ)

		十二月末	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末
九 州 北 海 道	若松	42,033	51,265	46,684	43,379	52,831	58,513	64,285	90,334	99,791	114,018	110,992		
	門司	4,539	5,364	6,879	4,630	5,608	5,578	8,485	6,777	4,892	5,596	4,521		
	小倉	6,046	5,621	4,182	4,239	3,721	3,510	4,934	6,590	4,637	3,377	3,170		
	博多	19,472	16,985	14,113	8,964	16,056	16,415	16,645	19,040	17,881	14,154	17,201		
	唐津	6,038	4,765	2,522	4,411	4,683	3,590	5,668	9,010	9,312	9,986	7,788		
	白河	51,174	36,384	30,482	24,703	28,787	26,998	17,996	15,916	13,678	11,433	14,282		
	相模	13,819	9,861	10,017	8,942	8,383	11,241	8,944	16,946	10,091	9,920	12,353		
	長崎	9,236	8,824	15,514	14,851	13,266	10,353	12,484	9,679	9,486	11,976	12,666		
	宇高	80	50	48	48	6	—	175	241	144	25	81		
	小計	152,437	139,119	130,441	114,167	133,341	131,198	133,616	174,533	169,912	160,485	183,054		
	小倉	121,500	88,683	95,499	92,511	73,805	55,886	60,306	61,557	68,147	77,209	114,985		
	北九州	87,167	82,121	70,354	54,998	60,350	50,138	56,982	79,979	50,532	74,074	120,249		
	海部	12,093	9,824	9,786	10,400	10,789	13,105	10,447	7,995	8,986	9,709	10,488		
	道南	13,659	12,675	17,743	18,094	23,210	25,226	23,095	23,751	23,251	22,869	26,924		
道北	34,524	23,429	21,612	20,254	21,940	20,152	73,806	24,134	16,690	26,776	35,683			
道東	5,261	3,580	6,682	7,453	6,500	8,522	10,520	11,819	10,933	7,935	16,027			
道南小計	274,204	220,312	221,676	203,710	196,594	173,039	185,156	209,235	178,589	218,572	324,356			
合計	426,641	359,431	352,117	317,877	329,935	304,237	318,772	383,768	348,501	399,057	507,410			

京名	濱	122,078	110,744	83,858	95,242	97,857	97,487	101,425	121,397	133,661	134,475	138,883		
市古	阪	91,519	56,604	60,940	56,245	62,597	71,787	73,391	75,911	84,957	85,016	102,472		
大	戸	68,385	59,512	47,313	44,723	53,235	67,855	84,844	98,829	110,658	114,717	109,523		
場	計	13,430	7,486	9,710	9,948	10,603	12,459	13,101	13,826	13,315	15,215	13,862		
合	計	295,412	264,546	201,821	206,158	224,292	249,618	272,764	309,963	342,591	349,423	364,740		
總	計	722,053	623,977	553,938	524,055	554,227	553,855	591,536	693,731	691,092	748,480	872,150		
前	年	657,120	677,245	678,025	742,588	792,315	839,939	834,661	797,371	757,043	752,190	739,537	808,906	722,053
對	前	64,933	△ 53,268	△ 124,087	△ 218,553	△ 238,088	△ 286,084	△ 243,125	△ 103,640	△ 65,951	△ 3,710	132,613		

若松港貯炭表

12月10日現在

區	別	築港	木橋	木	二島	新川	中島	合計	比較			
									前回	増減	前年同月同日	増減
塊中切粉無瀝石合	炭塊	2,115	3,565	9,452	5,769	4,747	800	26,468	23,581	2,887	12,729	13,739
	塊	246	3,824	2,748	3,296	2,506	737	13,357	11,855	1,052	7,961	5,396
	炭	—	1,192	306	1,185	5,279	14	7,976	10,252	△ 2,276	4,359	3,617
	炭	—	32,340	4,550	7,024	16,944	725	61,613	59,117	2,496	30,832	30,781
	瀝石	—	—	—	616	395	—	1,011	1,021	△ 10	4,576	△ 3,565
	合計	—	359	—	—	—	—	359	337	22	552	△ 193
合計		2,361	41,280	17,086	17,910	23,871	2,276	110,784	106,163	4,621	61,009	49,775
比較	前回	2,272	46,628	16,231	16,143	23,570	1,319	106,163				
	増減	89	△ 5,348	855	1,767	6,301	957	4,621				
	前年同月同日	1,929	14,343	10,409	14,514	19,101	713	61,009				
	増減	432	26,937	6,677	3,396	10,770	1,563	49,775				

單位 噸
△印ハ減ヲ示ス

(52)

若松船種別積出炭 (單位噸)									
月次	區別	帆船	被曳船	機帆船	汽船			合計	
		內國	內國	內國	內國	外國	燃料 內國船 外國船		
上期累計(四月-九月)		1,216,605	790,016	940,570	1,786,245	45,021	213,049	35,693	5,027,399
十月		218,652	134,511	174,925	341,159	10,276	42,430	7,221	909,174
十一月									
十二月									
二十二年一月									
二月									
三月									

若松着炭五箇年對照

若松積出炭五箇年對照

月次	年別	若松着炭五箇年對照 (單位噸)					若松積出炭五箇年對照 (單位噸)				
		昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	昭和7年	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	昭和7年
上期累計(四月-九月)		7,620,632	6,544,176	6,191,772	5,453,269	4,513,936	5,027,399	4,417,702	4,150,227	3,941,134	3,039,151
十月		1,355,359	1,205,674	1,010,384	1,029,532	823,461	929,174	694,664	763,502	735,505	659,380
十一月											
十二月											
二十二年一月											
二月											
三月											

互助會所屬郡別坑夫調

昭和十一年十月分

種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	精屋	長崎	佐賀	合計	
坑	採炭夫	3,372	3,094	3,419	1,056	1,424	1,602	199	14,166
	支柱夫	600	587	375	75	17	220	46	1,920
坑	運炭夫	868	904	2,099	516	973	676	54	6,090
	運炭夫	143	111	165	16	18	85	12	550
坑	運炭夫	153	81	175	42	73	120	15	659
	運炭夫	108	81	156	65	52	60	8	536
坑	運炭夫	184	68	128	45	87	57	4	573
	運炭夫	169	143	64	86	160	84	8	714
坑	計	4,829	4,367	6,041	1,509	2,763	2,596	286	22,693
	計	768	702	540	92	36	308	53	2,504
坑	運炭夫	540	457	644	316	386	109	36	2,488
	運炭夫	480	375	513	97	189	157	25	1,839
坑	運炭夫	318	219	427	100	259	165	36	1,524
	運炭夫	218	110	229	119	116	44	5	841
外	運炭夫	337	172	234	152	69	88	6	1,053
	計	1,410	850	1,474	497	706	439	89	5,465
合	計	483	483	573	287	313	124	22	2,285
	計	7,490	6,402	8,628	2,685	3,823	3,467	457	32,952

(53)

互助會所屬郡別坑夫移動數表

昭和十一年十月分

種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	粕屋	長崎	佐賀	合計	
雇入	炭柱夫	846	524	769	236	390	650	51	3,466
	炭柱夫	79	78	312	61	117	140	1	788
	炭柱夫	222	80	815	182	96	66	3	3,008
合計	1,147	682	1,396	429	603	850	55	5,162	
雇解	炭柱夫	906	492	741	240	356	639	29	3,453
	炭柱夫	93	79	271	51	126	117	—	737
	炭柱夫	216	69	246	73	110	113	28	856
合計	1,215	640	1,258	365	592	919	57	5,046	

互助會所屬郡別就業歩合表

昭和十一年十月分

種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	粕屋	長崎	佐賀	平均
炭柱夫	0,697	0,705	0,723	0,704	0,697	0,667	0,700	0,699
炭柱夫	0,784	0,760	0,709	0,738	0,760	0,787	0,845	0,769
炭柱夫	0,730	0,729	0,739	0,709	0,753	0,717	0,815	0,742

互助會所屬坑夫一日當り平均郡別賃金表

昭和十二年十月分

(單位圓)

種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	粕屋	長崎	佐賀	合計	
坑内	炭柱夫	1,557	1,363	1,677	1,464	1,777	1,825	1,470	1,595
	炭柱夫	1,452	1,275	1,453	1,232	1,503	1,650	1,160	1,404
	炭柱夫	1,304	1,041	1,154	1,076	1,350	1,210	1,155	1,184
	炭柱夫	1,129	1,276	1,116	1,134	1,140	1,012	1,050	1,127
	炭柱夫	1,277	1,306	1,251	1,203	1,267	1,202	1,020	1,219
	炭柱夫	997	948	997	954	1,157	997	940	995
平均	1,457	1,259	1,489	1,285	1,460	1,463	1,310	1,388	
坑外	炭柱夫	655	651	595	584	633	597	630	621
	炭柱夫	1,096	949	1,139	944	1,050	897	835	937
	炭柱夫	1,151	1,283	1,131	1,036	1,173	1,142	1,215	1,169
	炭柱夫	1,284	1,407	1,207	1,269	1,167	1,225	1,120	1,240
平均	796	913	883	848	750	695	735	807	
平均	1,005	973	1,004	918	1,050	727	770	921	
總平均	1,294	1,201	1,326	1,119	1,337	1,327	1,095	1,243	
在籍一人一ヶ月賃	28,544	27,722	30,622	29,623	30,527	29,587	27,659	29,183	

九月分石炭山原因別災害死傷者數

福岡鑛山監督局管内

(福岡鑛山監督局調査)

種別 事由	回数	鑛										夫		係員其ノ他ノ職員			
		死亡			負傷			合 計				死亡	負傷		合計		
		男	女	計	休業二週以上		休業三日以上		男	女	計		休業以上	休業以上			
落響又ハ側壁ノ崩壞	1,877	29	2	31	627	12	639	1,167	30	1,217	1,843	44	1,887	—	4	6	10
瓦斯又ハ炭塵ノ爆發	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
捲揚ノ超過	1	1	—	1	9	—	9	5	—	5	15	—	10	—	—	—	—
鎖索ノ切斷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
捲揚臺ニ依リ昇降中 墜突・顛落其ノ他	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—
其ノ他	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—
鎖索ノ切斷	3	—	—	—	2	—	2	1	—	1	3	—	3	—	—	—	—
鎖車ノ逸走又ハ脱線	76	1	—	1	24	1	25	43	5	48	68	6	74	—	2	—	2
其ノ他	35	2	—	2	14	1	15	16	1	17	32	2	34	—	1	—	1
鎖車ノ爲(前項以外)	493	4	—	4	160	8	168	350	16	321	469	24	493	—	—	2	2
發破又ハ爆發藥ノ爲	16	—	—	—	13	—	13	5	—	5	18	—	18	—	1	—	1
瓦斯中毒又ハ窒息	6	—	—	—	4	—	4	2	—	2	6	—	6	—	—	—	—
出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機械ノ爲	79	2	—	2	23	—	23	54	—	54	79	—	79	—	—	—	—
電氣ノ爲	8	3	—	3	5	—	5	—	—	—	8	—	8	—	—	—	—

坑内	火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飛	石	261	—	—	—	52	3	55	200	6	206	252	9	261	—	—	—	—
工	爲	224	—	—	—	62	2	64	153	6	159	215	8	223	—	1	—	1
墜	落	15	—	—	—	3	—	3	10	1	11	13	1	14	—	—	1	1
轉	倒	162	1	—	1	42	3	45	104	11	115	147	14	161	—	—	1	1
踏	拔	86	—	—	—	15	2	17	65	3	63	80	5	85	—	—	1	1
其	他	663	—	—	—	200	4	204	449	11	460	649	15	664	—	2	—	2
計		4,037	43	2	45	1,256	36	1,292	2,599	91	2,690	3,898	129	4,027	—	11	11	22
坑外	機	30	1	—	1	13	3	16	13	1	14	27	4	31	—	—	—	—
汽	破	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
發	爲	2	—	—	—	—	—	—	2	—	2	2	—	2	—	—	—	—
架	爲	114	1	—	1	30	9	39	67	7	74	93	16	114	—	—	—	—
空	爲	1	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	1	—	—	—	—
熱	爲	2	—	—	—	—	—	—	2	—	2	2	—	2	—	—	—	—
劇	爲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電	爲	3	—	—	—	2	—	2	1	—	1	3	—	3	—	—	—	—
工	爲	36	—	—	—	7	1	8	25	3	23	32	4	36	—	—	—	—
墜	落	10	—	—	—	3	—	3	7	—	7	10	—	10	—	—	—	—
轉	倒	30	—	—	—	9	2	11	18	1	19	27	3	30	—	—	—	—
踏	拔	16	—	—	—	—	—	—	14	2	16	14	2	16	—	—	—	—
其	他	122	—	—	—	31	4	35	78	9	87	109	13	122	—	—	—	—
計		366	2	—	2	95	19	114	228	23	251	325	42	367	—	—	—	—
總	計	4,373	45	2	47	1,351	35	1,406	2,827	114	2,941	4,223	171	4,394	—	11	11	22

九州水力電氣株式會社

（The main body of the page contains faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side or extremely low-contrast print. The layout appears to be a standard page of a document with multiple columns of text surrounding the central title.)

項目	従業員数		計	其他 人員
	男	女		
計	106,288	3,946	110,234	4,279
内	28,470	9,038	37,508	6,479
外	135,258	12,984	148,242	10,758

サンペルト
コンベヤーベルト
V型バンロープ
阪東式ゴム靴
ニューマチックホース
各種ゴム製品
調帶 附屬 品

福岡市因幡町二〇（電停前）

阪東調帶ゴム合資會社

福岡販賣店

電話 三二七五番
振替福岡四三三番

編輯後記

本號は去る十一月廿一日創立された我が互助會石炭株式會社の創立記念號として編輯し、諸士の意見を以て埋むる事とした。會内は勿論、炭界諸氏が之により新會社に對する認識を深めらるれば幸である。

○ 本號は最初もつと紙数を増加し倍大の豫定であつたが、新年號を引續き編輯せねばならないので、いつもの頁數とした。従つてせつかく寄稿を受けてゐた永井柳太郎氏其他諸氏の玉稿は次號に掲載する事となつてゐる。

○ 尙本號はいつもより非常に發行が遅れたが之は一は寄稿を遺方の方に依頼した事及び年末の爲工場が混んだ爲であつたから何

卒御悠想を乞ふ。

○ 昭和十一年も既に暮れんとし歳末の風景は實にあはたゞしい。各氏恙がなく本年の清算を終り、希望多き元旦を迎へ、新春飛躍の計をめぐられん事を祈念して止まな

原稿募集

△石炭鑛業に關する原稿、即

- 一、採鑛、保安、勞務等に關するもの
- 二、石炭需給統制に關するもの
- 三、法規、經濟に關するもの

（投稿規定）

- 一、原稿締切：毎月五日
- 一、文章は平易を旨とすること
- 一、文字は楷書で明瞭に記すこと

互助會報・第一卷・第四號

購 一冊金 參拾錢 郵稅共
半年分金壹圓八拾錢同上
一ケ年分參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十一年十二月十二日印刷納本
昭和十一年十二月十五日發行

若松市堺町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸道康

編輯人 藤次郎

福岡市春吉四十川

印刷人 間 藤次郎

福岡市春吉四十川

印刷所 秀巧社印刷所

發行所 若松市堺町二丁目

石炭鑛業互助會

電話 長四七八番
七〇九番

